



和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した財務監査について、同条第9項の規定により、次の通りその結果に関する報告を決定したので、これを公表する

令和4年9月27日

和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員 川 端 正 展



同

松 本 哲 郎



財務監査結果報告

監 査 日 令和4年9月13日（火曜日）

対 象 令和3年度に執行された財務に関する事務の内、債権管理に関する事項・市町村への補助金支出に関する事項・入札及び契約に関する事項・特定期間に係る保険財政の状況、前回の財務監査において措置を求めた事項

監査結果 監査した項目についての事務運営は、法令等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。

指摘事項 債権管理台帳は、債権管理に必要な事項を一元的に管理する重要な台帳であり、担当者が替わっても債権の状態が一目でわかり、債務者に対し継続して適切に対応できるものでなければならない。しかしながら、一部債権において、交渉過程の記録漏れがあり、また一元管理されておらず、台帳としては不十分な点が見受けられた。和歌山県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則第2条に則り、適切な台帳管理に努められたい。